

相当規定により毒物又は劇物の販賣業者、又はその事業管理人に關してした処分その他の行爲とみなす。

第二十條 この法律施行の際現に毒物又は劇物の製造業、又は輸入業を営んでいる者は、第三條第二項前

段の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月間を限り、その營業を繼續をすることができ。

第二十一條 この法律施行の際現に毒物劇物營業を営んでいる者で、その事業所に第十九條の規定により

事業管理人とみなされた營業管理人を置いていない者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行の

日から一年間を限り、その營業を繼續することができ。

厚生大臣 一松定吉
内閣総理大臣 片山 哲

過度經濟力集中排除法をここに
公布する。

裕仁

昭和二十二年十二月十八日

内閣総理大臣 片山 啓

法律 第二百七号

法律第二百七号
経済力集中排除法

第一條 この法律は、平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに経済力の集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な國民經濟再建の基礎を作することを目的とする。

第二條 この法律で企業とは、企業連合、企業結合、企業合同、会社、組合、個人企業その他形態の何であるかを問わず、事業上、金融上その他經濟上の一切の方法又は事業体を含むものとする。

この法律で関係とは、協定、了解、共同行為その他名義の何であるかを問わず、一切の関係をいう。
この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他經濟上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律で独占的性質の企業とは、独立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十年

附

内閣総理大臣 署名

二

九月一日までの間に当該事業分野において従前に比し過当な事業の拡張をした結果、当該事業分野において影響力を持つてゐる、又は持つ虞のある企業を含むものとする。この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、当該事業分野における価格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を左右するに足る程度のものをいう。

^{この法律によつて}この法律で関連性のない事業分野とは、生産過程において相互に依存する生産分野、一の最終生産品の生産において生産の段階となつてゐる生産分野又はその他相互の間に生産、販賣若しくは経営の合理化に役立つ関係のある事業分野のいずれにも該当しない事業分野をいう。

^{この法律で競争又は競争者とは}この法律で競争又は競争者とは、現実存する競争又は潜在的な競争又は競争者をいう。

この法律で生産能力とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

^{この法律で個人又は家族における常とは}この法律で個人又は家族における常とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

第三條 持株会社整理委員会は、^{過度の}経済力の集中で、この法律施行の日において現に存してゐる、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを指定し、公共の利益のためにこれを排除しなければならない。

^{前項の場合において過度の経済力の集中とは}前項の場合において過度の経済力の集中とは、^{過度の}利益を目的とする私企業又はその結合体で、この分野においてそのある地盤を累積した力が大であるために事業の重要な部分において競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六條第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

第四條 前條の規定による指定は、昭和二十三年九月三十日までに、これをしなければならない。

第五條 持株会社整理委員会は、第三條の規定による指定をしたときは、その旨を文書で利害関係人に通知しなければならない。同條の規定による指定を取り消したときも、同様である。

前項の規定による指定の通知は、公告してこれを行うことができる。

第六條 持株会社整理委員会は、左に掲げる事項その他必要な事項を考慮して、^{（通算）}経済力の集中に該当するかどうかを決定する具体的基準を定めて、これを公示しなければならない。

一 当該企業の内地における生産額又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産額又は取引額に対する割合

二 当該企業の内地における生産能力と昭和十二年六月三十日以前における内地における最高生産能力との比較

三 当該企業の内地における生産能力又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産能力又は取引額に対する割合と昭和十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較

四 ~~（持株会社）~~ 他企業に対する当該企業の支配的な関係の内容

五 当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地条件

六 工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又

七 財産の譲渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有価証券につき議決権の行使の委任を求めるこ

法律

第

は生産品の生産若しくは販賣における相互的関連性の有無及びその程度

七 当該企業の原料に対する支配の内容

八 独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情

九 当該企業全体の生産能率と当該企業の各部門又はその結合体の生産能率との比較

十一 一手買取又は一手販賣その他これらに類する独占的性質又は制限的性質の取極めその他の関係の有無、物品の購入若しくは販賣についての特権、生産若しくは販賣の制限、価格の固定、事業地域若しくは販賣地域の制限又は特許権若しくは技術の排他的交換を内容とする取極めその他の関係の有無及びこれらの取極めその他の関係への参加の有無

十一 個人又は家族の成員が企業に対して行う実質的支配の内容

前項第九号の生産能率を判定するに当つては、生産高又は單價がその企業の構造の変更により影響されるかどうかについても考慮しなければならない。

法律

第七條 持株会社整理委員会は、第三條の規定により指定された^{過度の}経済力の集中の排除について、この法律の目的を達成するのに必要な措置をとらなければならない。

持株会社敷理委員会は、前項の措置に関し必要な範囲内において左に掲げる権能を有する。

一 第三條の規定により指定された^{過度の}経済力の集中を排除するための原則、計画及び手続を定めること。

二 諸般の情報を集め、整理し、及び調査し、情報の整理及び提出を求め、記録の保存を命じ、報告及び意見の提出を求め、並びに帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、及び提出物件を留めて置くこと。

三 関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

四 工場事業場その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

五 財産の譲渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有^價限証券につき議決権の行使の委任を求めること。

と及び当該財産が個人又は家族の成員の所有に属する場合においては、その譲渡の対価として受領した金銭で有価証券を取得すべきことを命じ、又はその譲渡の対価として有価証券を交付し、且つ、これらの有価証券の任意の譲渡を制限すること。

六 法人その他の団体の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業合同、一手買取、一手販賣その他の独占的性質又は制限的性質の取極めの解消を命じその他経済力の集中を存続させる行為を禁止すること。

七 企業の再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された^{（過剰の）}経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画書の提出を求め、これを承認し、及び企業再編成計画書の提出のない場合又はその内容が不適当である場合において、企業の再編成計画書を作成すること。

八 企業再編成計画の実施につき一切の裁判上又は裁判外の権限を有する管理人を指名し、及び企業再編成計画の実施、財産処分、法人その他の団体の解散又は清算その他^{（過剰の）}経済力の集中を排除するのに必

要な措置の実施を監督すること。

九 持株会社整理委員会の承認を受けずに財産の移轉その他の行為をすることを禁止すること。

十 その他第三條の規定により指定された^{（過剰の）}経済力の集中を排除するのに必要と認められ、且つ、この法律の規定に適合する行為をすること。

十一 前各号に掲げる事項を実施するために、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六号の規定により持株会社整理委員会が法人その他の団体に対しその解散を命じた場合は、他の法令の規定又は契約その他の定にかかわらず、当該法人その他の団体は、その命令により解散する。

第二項第四号の規定により臨検検査をする者は、一定の証票を携帯しなければならない。

第八條 持株会社整理委員会は、企業再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された^{（過剰の）}経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画を承認し、若しくは作成しようとするとき、前條第二項第五

前項の規定による指令案の文書（提出された計画書の承認に係るものを除く。）には、処分の基礎となつた事実の認定を附記しなければならない。この場合において、その事実の認定は、指令案の基礎となつた資料（経路上生座とその他の資料と詳細に示し又はその事実の認定には、これらの資料に關する説明と認事として添附しなればならぬ）に依らなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通達に、これを準用する。

前項の聽聞会においては、利害關係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができ
る。

る
a:

第十一條 持株会社整理委員會は、第九條第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前條の規定による指示に基づき、指令案につき必要な変更を加えることができる。

第五條第二項の規定は、前項の規定による決定指令の通達に、これを準用する。

第十二條 持株会社整理委員会は、企業再編成計画が債権者、社債権者及び株主（社員を含む。以下同じ。）を公正且つ公平に取り扱っていない場合には、これを承認してはならない。

企業再編成計画においては、債権者、社債権者及び株主の承認を得ないで、これらの者の権利の変更の定をすることができる。但し、これらの者は、聴聞会において、異議の申立をすることができる。

第十三條 事実の認定が実質的な証拠を基礎としていない場合又は持株会社整理委員会が実質的な証拠を採用しなかつた場合においては、利害関係人は、決定指令が通達され、又は公告された日から^(三十)日以内に、内閣総理大臣に不服の申立をすることができる。但し、その証拠の欠如が聴聞会において特に指摘されなかつた場合又はその実質的な証拠が故意に持株会社整理委員会に提出されなかつた場合には、この限りでない。

第十四條 前條の規定による不服申立があつた日から^(三十)日以内に、内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的な性質のものであるために、指令が独断的になつていゝかどうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的な性質のものであるために指令が独断的になつていゝと認める場合に於いては、必要な程度において第八條乃至第十二條に規定する手続に準じ、適当に変更を加へ

法律

させるため、その事件を持株会社整理委員会に差し戻さなければならない。

第十五條 第十三條の規定による不服申立の期間内及び同條の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、当該決定指令の執行は、停止される。

第十六條 ^(経過) 経済力の集中は、他の法令の規定に基づく場合又は自発的に生じた場合であるかどうかを問わず、この法律の定めるところにより、これを排除することができる。

第十七條

この法律の施行は、配給統制に関する法令の適用を妨げるものではない。

第十八條 第三條の規定により指定された^(経過)経済力の集中については、その組織が消滅し、解体若しくは清算を終了し、解体中若しくは清算中であり、又は変更を加えられた場合においても、持株会社整理委員

会が、そのいかなる形態による継続もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

第十九條 持株会社整理委員会の決定指令の執行に関する事項は、公正取引委員会が、これを掌る。

持株会社整理委員会の決定指令については、公正取引委員会に対しその変更の申立をすることができ
る。

前項の規定による申立に基く持株会社整理委員会の決定指令の変更は、第二十六條の規定により持株
会社整理委員会の権限を公正取引委員会に移す日前においては、持株会社整理委員会の同意がなけれ
ば、これをしてはならない。

第二十條 持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権の一部を公正取引委員会に委任することが
できる。

持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権を行使するのに必要な範囲内において、これに関
する事務を行政官廳その他の機関に委嘱することができる。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項第五号の規定による命令に違反し、同号の規定による請求に従わず、又は同号の規定
による制限に違反した者

二 第七條第二項第六号の規定による解消命令又は禁止に違反した者

三 第七條第二項第九号の規定による禁止に違反した者

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金^と併科することができる。

第二十二條 第七條第二項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下
の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務又は財産に関して、第二十一條第一項又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法
人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二十四條 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一 第七條第二項第二号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは簿籍書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者

二 第七條第二項第三号の規定による出頭命令に違反し、同号の規定による審尋に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令に対し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

第二十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

会社利益配当等臨時措置法の一部を次のように改正する。
第四條中「整備計画を提出したもの」と下は「過度経済力集中排除法」を「過度経済力
より指定された会社（以下指定会社とす。）」を「決定整備計画」の下に「又は過度経済力
集中排除法の決定指令の内容を加え、同條の二項を加える。
指定会社（特別整理会社）である指定会社を「指定会社」とし、その利益の配当について大臣が前項
但書の許可をせずしては予り、持株会社整理委員会の意見を求めなければならぬ。
第四條第二項第一号中「第四條」の下に「同項」を加える。

厚生大臣 一杉定吉
農林大臣 波多野 鴻

法律

第

第二十四條 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一 第七條第二項第二号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは簿籍書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者

二 第七條第二項第三号の規定による出頭命令に違反し、同号の規定による審尋に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令に対し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

法律

附

内閣総理大臣

大藏大臣

司法大臣

厚生大臣

農林大臣

片山 哲

栗栖 邦夫

鈴木 義男

一杉 定吉

池多 野 瑞

商工大臣
運輸大臣
逓信大臣
労働大臣

米倉北三郎
北三郎
三木武夫
米倉は亮

過度経済力集中排除法の施行に
伴う企業再建整備法の特例に関する
法律をここに公布する。

裕仁